

憲法

第1 争議行為の禁止規定は、争議行為をする権利を侵害し、違憲ではないか。

- 1 上記自由は、「団体行動をする権利」として、28条で保障される。
- 2 地方鉄道維持特措法案（以下、「法案」。）は、特別公的管理鉄道会社の従業員がストライキなどの争議行為を禁止しており、上記権利は制約されている。
- 3 もっとも、上記権利の保障も全く無制約ではなく、公共の福祉による制約には服する（12条後段、13条後段）。では、上記制約は正当化されるか。

(1) この点、28条の趣旨は、経済的劣位にある労働者を使用者と対等な地位に立たせることにあり、よって重要な権利といえる。

もっとも、公的性格を有する機関においては、争議行為等により利用者である住民に影響が大きいため、規制の必要がある。

他方、ストを全面的に禁止する法案の規制態様は厳しいものといえる。

そこで、中間的な基準を用いるべきと解する。具体的には、目的が重要であり、手段が目的との関係で効果的であり、かつ、過度でない場合に、制約が正当化されるものと解する。

(2) これを本件についてみるに、法案の目的は、経営危機に陥った地方の私鉄の経営再建を国が支援することにある。また、上記会社には、住民に対して課される「地方鉄道維持税」を負担しており、かかる住民に、ストライキ等による重大な悪影響を負担させるべきではない。また、ストライキ等で利用客が減少すれば上記会社の経営再建にも支障が生ずる。かかる目的は私鉄の経営再建のため、重要といえる。

また、ストライキ等を禁止すれば、住民は支障なく当該鉄道を利用できるため、効果的といえる。

また、警察、自衛隊、消防等と同様に鉄道も公的性格を有するため、ストライキが発生するとかかる公的な役割を果たせなくなる。また、上記会社の賃金の決定は国土交通大臣の承認を要するため、上記会社に対してストライキ等を行うのは筋違いである。また、上記会社の場合、税金が投入されているため、公的性格はより強いといえる。

以上からすると、制約は過度なものとはいえない。

(3) したがって、上記制約は正当化される。

- 4 以上より、法案は28条に反しない。

第2 争議行為のあおり、そそのかし処罰規定について

- 1 争議行為のあおり、そそのかしは、争議行為のための活動であり、「その他の団体行動をする権利」として28条で保障される。
- 2 また、法案は、あおり、そそのかしを処罰することとしており、上記権利は制約されている。
- 3 では、かかる制約は正当化されるか。

(1) この点、28条が重要な権利であること、及び公的性格を有することは第1と同様である。

また、同様に規制態様は厳しい。

そこで、第1と同様の基準で審査すべきと解する。

(2) これを本件についてみるに、規制の目的は第1のとおりであるが、あおり、そそのかしはストライキにつながり、ストライキは多数の住民に影響を与えるため、あおり、そそのかしも禁止することにある。かかる目的は重要である。

もつとも、刑罰という規制は過度なものとも思える。

しかし、争議行為を禁ずる以上、それを助長するあおり、そそのかしも禁止せざるを得ず、また、あおり、そそのかしが争議につながる以上、刑罰を科することもやむを得ないといえる。よって、過度な規制とはいえ、制約は正当化される。

4 以上より、法案は28条に反せず、合憲である。

以上